社会福祉法人北海道共同募金会における使途不明金問題について

令和８年６月１３日に報じられた北海道共同募金会における使途不明金に関する問題（以下「本件」といいます。）について、本庄市社会福祉協議会といたしましても、共同募金にご協力いただいている皆さまに多大なるご心配、ご不安をおかけしていることを重く受け止めています。

当協議会は、社会福祉法人埼玉県共同募金会の本庄市支会を事務局として運営していますので、本件使途不明金と本庄市支会にお寄せいただいた寄附金との関係についてお知らせいたします。

共同募金会は、各都道府県共同募金会及びその連合組織である中央共同募金会が、それぞれ独立した法人として運営されており、本庄市支会は、社会福祉法人埼玉県共同募金会の地区組織として募金活動を行っています。本庄市支会でお預かりした寄附金は、主に本庄市及び埼玉県内の福祉活動に活用され、災害発生時の都道府県を越えた支援のような特別な場合を除き、他の都道府県共同募金会の運営や事業に使用されることはございません。

したがって、本庄市支会にお寄せいただいた寄附金が、本件の使途不明金に含まれることはありません。

また、当協議会では、お預かりした寄附金の適正な管理のため、複数の職員による確認体制や監査等を通じた会計管理を行っています。

今回の報道を受け、当協議会では、改めて寄附金管理や内部統制の状況について確認を行い、皆さまからお預かりした寄附金の適正な管理に努めてまいります。

令和８年６月２５日

社会福祉法人本庄市社会福祉協議会
会長　吉田信解